

令和元年第3回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月10日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時15分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
局長

穴田 義文 君

事務局出席者

議事局長

千葉 靖紀 君

議事局長
議事課長

岡崎 浩章 君

議事副
局長

前畑 美香 君

議事副
局長

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

16番 遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従い障害者福祉について一般質問をいたします。

士別市においては、障害のある方が住みなれた地域で安心して生活できるよう、これまで障がい者福祉基本計画、実行計画を策定し、福祉施策を進めていると思います。そこで、障害者支援施策から何点かお伺いいたします。

1点目は、障害者の移動、外出支援についてです。

従前は、重度障害者の病院の通院などには社会福祉協議会が送迎を担っていましたが、現在はチケットによる福祉タクシーの利用により、その使用に際しては必ずヘルパーさんが付き添うことになっています。しかし、現在ヘルパーさん不足が深刻になっており、利用者が病院等に受診する日時に対応できないという事態でも出てきております。要支援のチケットは年間24回48枚まで使用できることになっていますが、ヘルパーさんの付き添いがなく、チケットがあっても利用できない状況も生まれてきております。今まで支援の通院移動を行ってきたような方も、年々家族の高齢化などにより、それもかなわない方も増えてくると思います。障害者一人で外出が困難な方にとって、移動の支援がなければ生活にも支障を来し、社会参加も困難になります。深刻な移動支援の担い手不足が膨らむ社会保障の課題もありますが、障害がある方が暮らしていくために、外出に介助を要するときには柔軟に移動が支援され、積極的にまちに出て生活を営んでこそ共生社会の実現につながっております。障害者の現状に合わせた対応ができないか、お伺いいたします。

次に、紙おむつなど障害者の排せつ管理支援用具の助成についてお伺いいたします。

現在、支援用具の支給対象者は、高度の排便もしくは排尿障害の方または脳原性運動機能障害かつ意思表示困難となっています。しかし、重度障害者で排便・排尿障害があり、実際に紙

おむつを使用しなければならない方もいると思われま。既に札幌市などでは在宅障害者に対して紙おむつなど助成があります。高齢者の要介護と同じように在宅障害者に対する助成はできないのか、お伺いいたします。

最後に、障害者のインフルエンザの助成についてお伺いいたします。

現在、士別市では、中学生以下の方、60歳から64歳までの心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害がある方、日常生活が制限される方など、インフルエンザ予防接種の助成対象になっています。障害者一人一人の日々の暮らしにおける生活のしづらさを抱える悩みを解消するとともに、地域で暮らす障害者にとってよりよい地域共生社会の実現につながると思います。障害者福祉サービス等の対象になる障害者の範囲や障害者の日常生活の支援拡充を求めて、一般質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えします。

初めに、障害のある方の移動、外出支援についてです。

要援護者の通院交通費助成事業の利用時にホームヘルパーの同行ができない場合に助成制度が受けられないということについてですが、この事業の利用に当たっては、相談支援事業所がヘルパー事業所とハイヤー会社の調整を図り対応しており、受診日の2週間前までに利用者から連絡をいただき、利用計画を立てて実施しています。ただし、急に受診したい場合などについても相談支援事業所において本人の御意向に沿えるよう各事業所との調整に努めるとともに、当初予定していた時間より診療が長引いた場合などには、ヘルパーの滞在時間を延長するなど可能な限り柔軟に対応していただいているところです。しかしながら、ヘルパーの派遣については、各事業所において事前に訪問計画を立て、人員を配置し対応していることから、調整がつかない場合もあるとお聞きしており、その場合には通院交通費助成事業の利用はできないこととなるため、市が障害のある方の外出支援として行っている福祉ハイヤー料金等助成事業を御利用いただいているところです。

重度の障害がある方の外出支援、特に通院時に活用いただく通院交通費助成事業につきましては大切な支援であることから、これまでも利用者からの意見も踏まえ、利用制限などの見直しを行ってきたところであり、介護従事者不足に対する施策とあわせ、限られた財源の中でより使いやすいサービスの提供のあり方について随時検討してまいりたいと存じますが、まずは、相談支援事業所と相談の上、今ある障害福祉制度を最大限活用していただきたいと考えています。

次に、排せつ管理支援用具についてです。

障害のある方への排せつ管理支援用具の支援については、日常生活用具等給付事業で実施しており、その対象者等は国や北海道の補助基準に基づき市の要綱で定めています。そこで、紙おむつについての支給対象者の拡大に際する御質問についてですが、支給対象者以外の方で紙おむつを使用しなければならない重度の障害のある方は少なからずおられると思われまが、

市独自の基準設定については、ほかの障害者施策との整合性や財政状況も含め総合的な視点から検討する必要があることから、今後、他自治体における取り組みなども含め調査・研究してまいります。

次に、障害者へのインフルエンザ予防接種の助成についてです。

現在、市が行っている障害のある方へのインフルエンザ予防接種の助成は、予防接種法において定期接種の対象になっている方に対し行っており、その対象は議員お話しのとおりとなっています。この方々は、インフルエンザに対する抵抗力が特に低く、罹患すると重症化し、死亡のリスクも高いことから予防接種法において定期接種対象となっているものです。

このほかの障害のある方は、必ずしもインフルエンザに対する抵抗力が低下している方ばかりではなく、お元気で過ごされている方もおり、一方で障害がない方でも病気で抵抗力が低下している方もおられることから、現段階で市独自による接種助成拡大に対する一定の基準を設けることは難しいものと考えています。このため、インフルエンザの助成の対象拡大については、今後も国や北海道の動向、他市の状況を注視してまいります。

障害のある方が地域において安心して暮らしていく上では、その障害特性によって多種多様な課題があり、市といたしましては、今後も障害のある方の声にしっかりと耳を傾け、限られた財源の中で支援対象の充実を図ってまいります。一方では、公的サービスだけでは解決できない部分を地域の中での支え合いや助け合いなどで担っていただけるような地域共生社会の構築も大切であることから、今後も地域福祉の向上に鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君） 質問ではないですけれども、要望を一つ。

私も障害者の方にこの間会いまして、障害者の方も大変だろうと思いましたがけれども、またその介護する人もそれ以上に大変だなということの実感を受けました。年々その両方とも体が動かないというのか、そんな形になっているものですから、これから地域の中でも安全に安心して生活できるような、この社会ができればいいなとまたそう思いました。

また、インフルエンザの件なんですけれども、市の要綱にあるように、9条ぐらいまであるんですけれども、そのほかに必要な事項は市長が別に定めるといふことがありますので、その辺も要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 11番 国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 第3回定例会に当たり一般質問をいたします。

第1のテーマとして、消費増税と本市財政状況との関連について取り上げるものであります。来月10月1日に予定されている10%への2ポイントの消費税増税ですが、軽減税率に該当するものとそうでないものの線引きの複雑さやキャッシュレス決済でポイントが返ってくるとかいろいろ報道されていますが、私が今一番深刻だと考えているのが、いわゆる駆け込み需要すら発生していない現状であります。そして増税後は本格的な不況になるのではないかとこの予

測もあります。もしそうなった場合、法人所得税などを初め本市の税収にも大きな影響があると考えられるわけですが、備えはできているのかどうか、まず大づかみにお聞きするものです。

さて、安倍総理大臣は、今回の消費税率アップについては、リーマンショック級の世界経済不況が起きない限りは税率アップを行うとしばしば言及してきた経緯がありますが、2008年のリーマンショック当時の本市財政への影響は一体どのくらいの規模のものだったのか、この際回顧していただきたく思うものですが、いかがでしょうか。

また、2019年の現在もリーマンショック当時と同じような赤字地方債の起債、債券の発行が許される状況なのかもあわせてお答えください。

この件の最後ですが、さきの第2回定例会で大西 陽議員の質問に対して、昨年度結果的に財政調整基金を3億円取り崩したとの答弁がありました。財政調整基金は基本的にまさかの備えでもあります。もし今年度もまた取り崩さざるを得ない見込みであるのならば、ある意味、大げさですが本市の存亡にかかわるのではないかと心配になるところです。何とか基金を維持するためにどのような策をとるのか、お考えを伺う次第です。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 国忠議員の御質問にお答えいたします。

まず私から消費税増税に対する本市の取り組みと財政調整基金の考え方について申し上げ、リーマンショック時の市財政の影響については総務部長から答弁申し上げます。

国は、急速に進む少子高齢化という大きな課題に対して、医療、介護、年金、子育てといった社会保障制度の充実と安定化、将来負担の軽減を図るため、社会保障と税の一体改革を進める中で、子供からお年寄りまで切れ目のない全世代型社会保障を目指しています。その安定的な財源を確保するため、消費税の税率が本年10月には10%へ改定されるところです。前回の税率引き上げ時には、車や家電製品といった耐久消費財や住宅投資などの駆け込み需要とその反動減、さらに個人消費が低迷した状況が見受けられたことを踏まえ、今回は税率引き上げ後において景気の基調に影響を及ぼさないよう、社会保障の充実に向けた幼児教育無償化などのほか軽減税率の実施や経済への影響の平準化に向けた消費者へのポイント還元、住宅購入者などへの支援など臨時・特別の措置を令和元年度予算に盛り込んでいます。

国の施策に関連する行政需要については、地方財政計画において必要な措置がされており、消費税率引き上げに伴う対応については、第1回定例会大綱質疑において村上議員に答弁したとおり、国の施策に歩調を合わせ、幼児教育無償化に向けた対応や臨時特別の措置である低所得子育て世代向け、プレミアム付商品券などを予算化し、現在9月中旬に予定している購入引きかえ券の交付など円滑な事業実施に向けた準備を鋭意進めているところです。

次に、今後における財政調整基金の取り崩しの見込みと基金を維持するための対策についてです。

第2回定例会の一般質問で大西議員にお答えしたとおり、30年度決算における財政調整基金の取り崩し額は3億円となり、財政調整基金の残高は11億5,000万円となりましたが、まちづ

くり総合計画の財政見通しにおける取り崩し見込みと比較すると1億2,000万円の縮減を図ることができました。現時点において、令和元年度決算見込みにおける財政調整基金の取り崩し額を見込むことは困難ですが、当初予算において5億円の繰り入れを見込んでいるところであり、事務事業の執行に当たってはあらゆる経費の縮減に努めることで取り崩し額の圧縮を図っていく考えです。

財政調整基金については、これまで長期的な展望に立ち、公債費などの増加による将来的な財源不足を見込み、積み増しをしてきました。本市の財政状況は、労務単価の上昇や燃料費、資材費などの影響から固定的経費の増嵩が続いていることから、みずからがしっかりとしたコスト意識を持ち、改善、改革の視点で臨み、事業アセスメントサイクルの実施や時間外勤務縮減、民間活力の活用など、財政健全化に向けて取り組みを進めています。

総合計画の前期実行計画期間においては財政調整基金の計画的な取り崩しを見込んでいますが、今後において基金に頼らない財政運営を行っていくためにも、行財政改革と体質改善に向けた行財政運営戦略の取り組みを着実に実施することで将来に向けて健全で持続可能な財政基盤を確立するとともに、財政調整基金の計画的な活用に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私からは、リーマンショック時の市財政の影響について御説明申し上げます。

平成20年9月に発生したリーマンショックは、世界の金融史上100年に一度と言われる経済危機に陥れるとともに世界的な景気停滞を生じさせました。日本国内の経済においても、当時、日経平均株価が1万2,000円台から7,000円台へ急落したほか、為替も1ドル107円台から80円台へとといった急激な円高や需要の低下により輸出・製造業を中心に大きな影響を与え、多くの企業が赤字に転落するなど円高の長期化や雇用情勢悪化による経済低迷が続きました。

国においては、20年から22年度までの3カ年で30兆円を超える緊急経済対策を実施し、本市においても国の緊急経済対策と歩調を合わせ、定額給付金や地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、生活対策臨時交付金事業などの取り組みを実施した経過があります。

本市財政においては、リーマンショック後の21年度法人市民税決算額は、前年度と比べ約55%減の1億2,000万円となるなど大きな影響を受けたところです。また、同年の普通交付税算定において、国は法人市民税法人割を前年度決算額の約20%の減と算定しましたが、本市の決算見込みでは税収減の影響を約70%の減と見込み、交付税算定額と税収見込みに約8,400万円の乖離が生じました。その減収分を補うため8,000万円の減収補填債を発行しています。

減収補填債は、当該年度の普通交付税算定時における法人市民税法人割と利子割交付金の算定見込みに対して決算見込みが大きく乖離する場合、特例として当面の間発行が認められている起債です。したがって、制度としては景気の低迷などにより法人税割の税収が普通交付税算定時と大きな乖離が生じる場合、減収補填債の発行は可能となっています。また、普通交付税

の算定においては、法人税割の決算額が算定における見込み額を上回る減収などがあった場合は次年度以降の普通交付税算定で精算される仕組みとなっているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 総務部長の答弁に対して再質問いたします。

リーマンショック当時の対応です。私はリーマンショックの翌年の2009年に議員になりました。牧野市長になったときと同じです。当時を思い出して、やはり総務部長がおっしゃっていた臨時交付金、定額交付金という、この議場で議案になって、それを採択することによっていろいろ買い物もしました。例えば武徳の農畜産物加工施設の米粉加工の機械を買ったりだとか、いろんなことに給付金、交付金の類いを使ったりもしたんですけれども、どうしても今増税をめぐって、こういうポイント還元をするだとかプレミアム商品券発行するだとかと、やはりその当時、リーマンショックの後にやられたいろんな交付金、給付金の類いのことをどうしても思い出してしまうんです。やはり同じようなことをどうもやっていると。確かにそういう不況になることを見越していろいろ細かい施策が出てくると思うんです。それで、やはりそこで振り回されて最終的に財政が悪化するということはどうしても避けたいと思うんです。

それでいろいろ当時の状況詳しく教えていただきましたけれども、そのときの赤字地方債の発行、減収補填債が8,000万円発行が認められたと。その償還に当たって特に苦労した点はなかったですか。そして今度もし減収補填債発行が許される状況ではあるということなんですけれども、例えば今回決算も出ましたけれども、来年度に向けて減収補填債、もしの場合はやはり手を挙げていくという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員の再質問にお答えします。

当時の減収補填債の発行に当たっては、地方交付税の収入額の算定の仕組みとしては、算定時で前年に比べてどの程度の伸びかというものを基本としておりますので、原則精算しないと。債務に対してです。ただ、これほど急激に落ちると、各自治体も読み切れなかったんです。見込み違いが起きたと。そうすると非常に予算上大きな穴を生じるようなことがありますので、その場合はやはり急場の対応策としてそういった手当てが必要だということで、いわゆるその議員おっしゃったような赤字補填債、地方債的なそういう特例措置があるということで、もちろんそういう事態に至ったときにはそういった制度を活用するということがあります。

ただ、長い目で見れば、そこの部分できちっと予算の措置ができれば、償還に当たっては計画的に、もしくは先ほど答弁で申し上げましたけれども、大きな差があったときには、やはり景気の変動によるような法人割の税収、こういった部分についてはやはり例外で精算すべきだというルールもありますので、そういったもので補填されるという仕組みになっている。こういった制度はもちろん活用していきたいということでありまして、政府は景気の対策、政策、こういった部分で当時の交付金という形で、補正でさまざまな政策を打ち出しました。あ

のときもやはり各自治体が途中でそれほど補正財源を持っているわけではなくて、国・地方が一体となってそういった対応策を図るためには、そういった財源も国が手当てをして、これも一部地方債を使うわけですから、その分はきちっと返してくる、国の手当てをするということでは足並みをそろえて対策を打ってきたということもありますので、そういったある意味我々にとっては有利な制度が活用できるという場面でもありましたので、そういったことがあれば、そういったものは総合的な判断で活用していけるものは活用していきたいという対応をしてみたいと存じます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 次に、保育と幼児教育の無償化について取り上げます。

まず、今回の無償化の概要についてお知らせ願います。

それから、土別市内の各保育・幼児教育施設での説明会等の開催も含めて準備状況の詳しい内容をお知らせください。

4年前の2015年春から子ども・子育て支援新制度が導入され、その中で1号、2号、3号の認定子どもに分けられることとなっています。今回の無償化では、この認定制度にも何らかの手が加えられるのか、お答えください。また、本市の保育認定においては、これまで保育標準時間認定がほぼ100%でした。あまり一般的ではなかった保護者が短時間のパートタイマーなどの場合に使われることがある保育短時間認定が増えていくことが今後本市において予想されるのか否かについても見解を伺うものです。

市内に民間の認可保育所、認定こども園、幼稚園がある場合、特に問題になるのが公定価格です。これは各施設に対する公費補助の多寡、多い少ないを決定する基準でもあるため非常に重要な価格であり、定期的に改定されています。しかし、幼児教育の公定価格と比較して保育の公定価格が低過ぎ、保育園の保育環境の充実や保育所の処遇改善につながらないという声が継続的に指摘されています。そこで、今回の無償化と連動して、特に保育についての公定価格を底上げする動きはあるのかどうか、ここでお聞きする次第です。

次に、今回の無償化に当たって、満3歳を迎えることによる無償化基準が保育分野と幼児教育分野とで違いがあるようです。その根拠について説明していただきたく求める次第です。

次に、認可保育園等の給食費を主食費、副食費とに分けて副食食材について実費負担を導入するとの方向です。しかし、市区町村によってはここに予算措置を行い、給食全体を無償とする自治体も出てきております。本市の市立保育園ではどのように対処するのか、お聞かせください。また、実費徴収する場合、各園児が一月に何回給食を食べただとか給食の喫食回数の実績によって細かく徴収するのかどうかも含めてお答えください。

最後に、来年度の問題をお聞きします。

今年度下半期の無償化財源は全額国の負担ということですが、来年度は各市町村が無償化財源の一部を担わなくてはならないため予算を組まなくてはなりません。その際、今まで存在し

た本市の特別保育推進事業や児童扶養についてのみなし控除、これは所得税にかかわることですが、みなし控除などの独自施策に影響が及ぶのではないかと懸念も生まれるわけです。本市としての今のところの考えはどのようなものか、見解を求めます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、無償化の概要についてです。

令和元年10月1日から国が実施する幼児教育・保育の無償化につきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性と保護者の経済的な負担の軽減を図り、少子化対策につなげる観点から現在も御負担いただいている行事費や給食費などを除き、利用者負担額が無償となるものです。

そこで、士別市における無償化の概要について申し上げますが、本市では、本年4月から士別市民を対象として、こども通園センターのぞみ園に通所する全世帯の子供の利用料を無償としているところですが、国においても全世帯の3歳から5歳までの子供の児童発達支援の利用料を無償とすることを初め、平成27年度から開始となった子ども・子育て支援新制度の対象施設である士別幼稚園、瑞祥幼稚園、認定こども園カトリック士別幼稚園、あいの実、北星、あさひ保育園、上士別、多寄、温根別保育園の園児のうち、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子供及び全世帯の3歳から5歳までの子供の利用者負担額が無償となります。

また、認可外保育園やファミリー・サポート・センター事業、幼稚園の預かり保育などを利用する場合には、市が保育園の利用に際して行っている保育の必要性の認定を受けることで、今回新たに設けられた給付制度である子育てのための施設等利用給付費が支給され、国が定める上限月額範囲内において無償となるものです。具体的には、士別南町保育園、こぶたの家保育園等の認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業を利用する場合は、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子供は4万2,000円を、全世帯の3歳から5歳までの子供は3万7,000円を上限額として無償となります。また、幼稚園の預かり保育を利用する場合は、住民税非課税世帯で、その年に3歳を迎えるいわゆる満3歳の子供は1万6,300円を、全世帯の3歳から5歳までの子供は1万1,300円を上限額として無償となるものです。

なお、認可外保育施設等を利用した場合に無償化となった保育料は、施設等利用給付費として国は市が保護者の請求に基づき直接保護者に支払う償還払いを想定していますが、市では施設事業者と協議を行う中で保護者のかわりに施設が代理で給付費を受領することにより保護者の実費負担がなくなる法定代理受領と、保護者が立てかえ払いをした後に給付費を支払う償還払いを併用することで円滑な給付につなげていく考えであり、8月下旬から9月上旬に開催した無償化の対象施設や事業を実施されている方及び保護者の方に対する説明会においても御説明してきたところであり、今後も引き続きさまざまな機会を捉えて丁寧な説明に努めてまいります。

次に、保育に関する公定価格の改定についてですが、公定価格は子ども・子育て支援新制度

に移行している幼稚園や認定こども園の運営経費として支給する施設型給付費を算定する際に用いる単価であり、施設の定員数や子供の年齢、職員の処遇改善といった項目ごとに国が定めているものですが、国は、無償化の実施に伴い、従来から利用者負担額に含まれていたおかずやおやつに該当する副食費は引き続き利用者の負担とする考えであり、新制度に移行している施設の3歳から5歳までの子供のうち年収360万円未満に相当する世帯に対しては経済的な負担の軽減を図るため免除制度を設けることから、その免除分に対し新たな公定価格の加算が行われることとなっています。

次に、1、2、3号認定子どもの区分についてですが、現行の子どものための特定教育・保育給付に関する認定区分に変更はありませんが、新たに設けられた子育てのための施設等利用給付費の認定区分については、新制度未移行幼稚園の場合は新1号とする教育認定を行うとともに、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、保育の必要性を認定する新2号及び新3号の認定区分が設けられています。ただし、既に子どものための特定教育・保育給付における2号、3号の認定を受けている子供が子育てのため施設等利用給付費の対象施設を利用される場合は保育の認定を受けたものとみなす規定が設けられていることから、改めて申請する必要はないこととなります。

また、保育時間については、子育てのための施設等利用給付では、保育必要量の認定は不要とされていますが、子どものための特定教育・保育給付の対象となる保育施設を利用される場合は、保育の必要性とともに必要量の認定も必須であり、本市では国の規定に基づき1日当たり11時間以内とする保育標準時間と8時間以内とする保育短時間を設けていますが、平成29年9月以降は保育短時間を利用されている方がいらっしやらないことから、無償化後も保育標準時間を希望される方が多いものと見込んでいるところですが、今後も保護者の方の就労状況等に沿った希望時間になるよう努めてまいります。

次に、満3歳の基準についてですが、国は、幼稚園については学校教育法に基づき満3歳から入園できることや現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としているといったほかの施設・事業にはない事情を例に挙げまして、保育園等とは異なり、満3歳になった日から無償化の対象としています。一方、保育園の利用者負担額の年齢は以前から年度当初の年齢により算定していることから、無償化の取り扱いについても同様に満3歳となった翌年度から無償化の対象となるよう取り扱うこととなっています。ただし、幼稚園の預かり保育については、住民税非課税世帯を除いて保育園と同じく翌年度の4月から無償となることから、本市においても国と同様に取り扱いすることとしています。

次に、市立保育園における給食費の実費負担についてですが、0歳から2歳の子供は従来同様に主食と副食を含む保育料を御負担いただくものですが、3歳から5歳の子供は以前から主食に当たる御飯を持参いただき、おかずやおやつに該当する副食費が利用者負担額に含まれていた経緯を踏まえ、国においても無償化の対象外費目として示されていることから実費として御負担いただくこととなります。市では国が副食費の公定価格として示している月額4,500円

を基本として日額を設定し、その金額については手づくり弁当の日を除く月の平均開所日の日数で割り返して得た金額と、現在の副食に係る食材料費の実費等を勘案して200円とし、可能な限り保護者の方の御負担とならないように、副食に要する食材調達の調整が可能である日祝祭日を除く3開所日前までに欠席の御連絡をいただいた場合は副食費を御負担いただかないよう取り扱うこととしています。

次に、本市の独自施策への影響についてですが、現在、子育てサポートむっくりとこぶたの家保育園において実施いただいている特別保育推進事業は、保護者の就労などで一時的に保育を必要とする場合に、1時間当たり200円を自己負担額とし、利用料から自己負担額を控除した分を助成しているものですが、当該事業についても保育の必要性の認定を受けた場合は保育料が無償となる一方で、住民税課税世帯の0歳から2歳の子供のいる御家庭については保育料を御負担いただくことから、引き続き助成事業を実施していくほか、認可保育園、へき地保育園、幼稚園の利用者負担額の算定に当たって、既に税法上廃止されている年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分を控除することで利用者負担が減額となるみなし適用についても市の財政状況を踏まえた中で引き続き継続していく考えです。

今回の無償化に伴い、教育・保育の需要はさらに高まることが予想され、幼稚園教諭や保育士の方の負担の増加も懸念されますことから、本市の安定的な子育て環境の充実に向けて幼児教育・保育施設や子育て支援事業に携わる皆様との連携を深め、情報共有を図りながら課題解決に向けた効果的な取り組みについて引き続き調査・研究してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 答弁いただきました。

保育標準時間11時間以内と保育短時間認定の問題は、これは本当に同じ保育園の中で、この子は11時間、この子は8時間ということで、都市部で特に厳しく認定して、あなた短時間だから、あなたは標準時間だからと区別して、子供の世界では全く関係ないというか、私は短時間だからおやつの途中で帰りますよとか、そういうことを子供の世界に持ち込むと非常に保育が複雑になるというのが一つ、子供の成長に対してよくはないだろうというのは多く言われていることです。なので、士別市はほとんど保育標準時間で認定しているので、これは引き続き、保護者の就労の実態にも即しながらですけれども、ぜひみんな同じ時間、保育園にいられるんだという観点からもよろしくお願ひしたいと思います。

再質問2点です。

まず、この子供の1号、2号、3号の認定の問題なんですけれども、お答えいただきましたけれども、手元に北海道経済という旭川市で発行されてる月刊誌があるんですけれども、旭川市には35カ所の認定こども園があるんですが、認定こども園というのは幼稚園的な部分と保育園的な部分が一緒になっています。つまり認定1号の子供と2号認定の子供が混在しているんですけれども、先ほど健康福祉部長がお答えいただいたように公定価格に違いがあるんです。

だから、最初2号で認定していた子供を年度途中にあなた1号ですよと認定がえすると助成金がたくさん出ると。つまり国民の税金がそこに多く注がれるということなんですけれども、この手元にある雑誌では、それが不適正行為だと書いてあります。確かに、不適正かどうかは保護者の就労の実態も見なければならぬと思うんですが、こういうふうには認定がえでもって助成金を多くもらうということが、これは本市でも下手したら起こる可能性があるのかなともちょっと思いました。この認定がえは市に届けなくてもできるということも書いてありますが、まずこういった認定がえについて本市ではあり得るのかどうか。また、市でそれを監視というか、しっかり見ていくのかどうか、まず一つお答えください。

2点目が、冒頭のところで無償化について各施設で説明会を行ったということで私も聞いていますし、当事者でもあるんですが、この説明会で出た保護者からの意見、質問の主なものについて、もし、健康福祉部のほうで押さえていましたらお答え願いたいんですが、お答えできますか。お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

第1点目の北海道経済の部分のことなんですけれども、これにつきましては、今担当のほうからも無償化の説明会等々に出ている部分、それから国や北海道のほうからの通知等々は把握していない、そこで認識していなかったものですから、具体的にそういった事情が発生しているということは今後も調査して詰めていきたいと考えておりますけれども、今、本市におきましては認定こども園というのが1カ所ございまして、保育を必要とする2号認定子どもという部分については入園をしていないという状況であります。実際に保育が必要な子供に対して意図的に教育認定を行うといったケースは、そういう意味からはないと認識しているところであります。今後においても、国・道、それからこういう旭川の状況なんかも踏まえながら適切な支援に当たってまいりたいと思っております。

それから、第2点目の説明会の御意見ということに関しましては、この無償化に対する概要、それから制度の確認ということで各園を回らせていただいて、担当者のほうから説明をさせていただいております。その中で1点、多胎児。いわゆる三つ子、双子、こういった部分も今の保育基準の中で設定できないのかどうかという御質問があったとお聞きしております。これにつきましては北海道のほうにも確認をいたしました。国のほうでもそれのみをもって保育が必要ということは認められないと。なぜかという、年子の御家庭だとか、それこそ年度内にお二人生まれる家庭だとか、それから子供の特性によっては育児が困難になる場合とか、そういったさまざまなケースが考えられるということで、国が示す認定基準には該当しないということで回答を得たところであります。本市といたしましても、これにつきましては、これを認めるということになれば全て市の独自財源という形になりますので、ここは必要性の認定を行っていくということは難しいと今判断しているところであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再々質問になりますが、まさに今おっしゃられた多胎児のことで説明会で意見が出たわけなんですけれども、保育の必要性の認定基準に当たって市が出してるプリントでは10個要件を出しています。1カ月において60時間以上労働していることとか求職活動を行っていること、あと、学校とか職業訓練等に通っていること、虐待、DVのおそれがあることとかいろいろありますけれども、一つは同居の親族を常時介護または看護していることとあります。専業主婦の家庭であっても、年老いた親だとか、あとは障害を持った家族を介護していれば子供を無償で預けることは認定され得るということです。あまり言うと小さな町ですから特定されるので気をつけますけれども、双子、三つ子を家で保育していて、その双子、三つ子に含まれない上の子を保育園に預けた場合に、これが無償化にならないとそういうことなんです。

やはり実態としては、三つ子さんを家で保育しているというのは、年老いた親を介護しているのと同様の苦勞であり、ひょっとしたらそれ以上の苦勞です。なかなか外に出ることもできないと。そんな中で上の子、3歳から5歳の間に位置する上の子の保育が無償にならないというのがちょっと、この制度設計としておかしいのではないかというやっば声が出ているわけです。なので、私はこの10個の要件の中に、その他市長が認めたことというのがあります。これを乱用するのはいけないと思いますけれども、こういった双子、三つ子さんを保育しながら上の子は預けているという場合も、暫定的かどうかはあれですけれども、ちょっととりあえずはできれば市長が認めたことに入れてほしいなどは思いますけれども、このあたりの見解はいかがですか。それを最後に伺います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 質問にお答えいたします。

今、議員のほうからお話があったように、確かに三つ子の方を育てていくというのは本当に大変であろうと思います。ただ、ちょっと答弁の繰り返しになってしまいますが、その中でさまざまなやはり特性がある子供さんをお持ちの御家庭もありますし、また、年子ですつとやはり育てていらっしゃる御家庭もあるということで、現段階においてはこの基準の無償化の対象にはならないという判断が示されているところであります。

また、この道北6市の状況も調べさせていただきましたが、これについての認定を行っている市は今のところないということもありまして、この部分については、先ほど答弁したとおり、現段階においては難しいものだと判断しているということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 3番目のテーマは、スポーツとしての登山について環境整備の必要性を幾つか提案しつつ質問いたします。

私ごとですが、8月18日に天塩岳に4回目の登頂をしました。天気が悪くて何も見えなかったんですけれども、私は天塩岳にナキウサギがいるということについて半信半疑だったんです

けれども、初めてナキウサギの鳴き声を聞きまして、本当にいるんだなと思いました。姿を見ようと思ったんですけども、なかなか岩場から姿をあらわさず、今度こそナキウサギに会いたいと思います。

8月8日に朝日で豪雨があって、天塩岳に登る途中の天塩川源流にかかっている橋が3つあるんですが、そのうちの2つが流されており、ところが登山者有志で丸太を運んで仮の橋をかけて渡れるようにしていました。非常に遠くから天塩岳に来て、天塩岳の自然を愛している遠方の方がたくさんいらして私も感動したところです。

さて、ことし8月4日に天塩岳速登競争が初めて開催されました。私のような成人男性の足でも4時間近くかかるところを速い人と1時間以内に登頂するというのですから驚きです。この速登競争の参加者は、選手、スタッフ合わせて百数十名規模だったようでしたが、この大会が開催された経緯と本市の協賛、後援などの有無も含めた協力体制についてまず伺います。

さて、この速登競争主催者のサイトによると、参加者の大会前日の宿泊は愛別町の旧協和小学校をあっせんし、また競争後は同じく愛別町の協和温泉での入浴をPRしています。本市の朝日地区には、言わずと知れた和が舎や合宿施設が存在し、はたまた定住人口ゼロとなった集落に残された公共施設である茂志利地区活性化センターもあります。それらの提供も考えられたはずではないかと私は愚考するのですが、この点どのような認識でしょうか。

そうは言っても、確かに旭川、札幌など都市部から天塩岳に来る場合に、愛別町経由のほうが簡便でアクセスしやすいという点はあると思われれます。そんな条件のもとにあっても、まず今すぐできることとして、天塩岳ロッジに和が舎の入浴割引券を置くなどの方策を考えてはいかがでしょうか。ここでは最低限、その提案をしておきます。

次に、天塩岳以外にある本市の山ですと、武徳の土風山、標高646メートルは冬山として手がたい人気があります。登山口そばにお住まいの市民によると、公民館や土別山岳会などで組織していた3月の登山会がなくなった今でも、一冬に個人やグループで計40から50人の入山があるようです。私自身、ことし2月の晴れた日にスキーで登りましたが、頂上付近からは遠く増毛の暑寒別岳まで展望でき、大変うれしかったものです。また、本市のほかの山として、インターネット上の記録を探ると、朝日の北一線から登る糸魚岳、標高914メートル、上士別の大和牧場付近から登る乙部山、標高837メートルなどの冬山登山記録が数件あります。こういった本市の里山とも言える幾つかの山についても安全第一の登山ができるよう登山情報の整理や提供を行い、なるべく事前の届け出もできるよう本市のホームページなどで工夫してみてはいかがでしょうか。冬山はとにかく遭難発生リスクも高いため、登山者と行政機関とが何らかの接触を持っていたほうがよいという考え方もあるわけです。

最後に、山岳地帯での携帯電話利用についてお聞きします。

現代の登山は地図とコンパスの時代を脱し、スマートフォンのGPS機能を利用する登山へとさま変わりしつつあります。つまり登山中に携帯電話の電波が入感するか否かは登山者の行動にとってとても重要な要素になっています。天塩岳周辺の携帯電話利用可能エリアと、ドコ

モ、a u、ソフトバンクといった主要キャリアの現在の整備状況について伺うとともに、今後についての展望をお話ください。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 武田朝日支所長。

○朝日支所長（武田泰和君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、天塩岳速登競争についてです。

議員お話しのとおり、本年8月4日に開催され、当日は89名の参加があり、天候にも恵まれ大変好評だったとお聞きしています。開催経緯につきましては、一昨年の11月に主催者であります旭川のATUという愛好者団体から、天塩岳の登山道を使って頂上を目指すトレイルラン競技開催の意向があることをお聞きし、昨年8月の開催に向け準備が進められていましたが、開催直前の7月の大雨により天塩岳ヒュッテまでの道路で土砂崩れが発生した影響で中止となり、本年8月に第1回目の開催となりました。開催に当たり、本市の協賛、後援はしておりませんが、主催者へ登山道の情報提供をしたほか、一般登山客へは開催日や当日の駐車スペースを市のホームページに掲載し、情報提供を行ったところです。

次に、前泊、物品購入、入浴など、本市での購買あっせんについてですが、主催者へは本市の宿泊施設を紹介していましたが、朝日町内の和が舎と山村研修施設は時期的に合宿者が多いことや道外を含む競技参加される方が旭川市から近い愛別町の宿泊先を紹介したものと考えております。

茂志利地区農業活性化センターにつきましては、地域活動や集会場所としての利用を目的としておりまして、宿泊先としての提供はできないと考えております。

また、一般の登山客に対しましては、市のホームページ上で和が舎の利用について掲載をしているほか、お問い合わせの際に、和が舎での宿泊や入浴を初め物品購入など最寄りの店舗を紹介しているところです。

天塩岳ヒュッテに和が舎の入浴割引券を置くなどの方策についてお話がありましたが、天塩岳ヒュッテには管理人を設置しておらず、割引券の管理ができないことから配付は難しいものと考えておりますが、毎年6月に開催している天塩岳山開きにおきまして、参加者へ当日利用できる無料入浴券の配付を行っております。このような取り組みや現在も天塩岳ヒュッテに和が舎の利用料金の掲示を行っており、今後も引き続き和が舎の利用促進を図ってまいりたいと存じます。

次に、土風山、糸魚岳などの冬山登山情報の提供についてです。

議員お話しのとおり、土風山や糸魚岳、乙部山などに登られている情報がインターネット上で確認できます。いずれの山も国有林ではありますが、冬期間は自己責任において入山している状況にあるようです。天塩岳につきましては夏の登山道として使用するため、森林管理署から使用許可をいただき、安全に登っていただくための整備を進めていますが、それ以外の山は登山道として整備をしていない状況にあり、情報提供などは行っておりません。

天塩岳を含めた冬山登山情報につきましては、雪崩や滑落のリスクが高いことでルートの設定

定が難しいことや市が管理を行っていないため安全が確保できないことなどから愛好者同士の情報交換により安全に冬山を楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

最後に、携帯電話回線の整備状況についてです。

現在、天塩岳ヒュッテ付近での使用はできませんが、山頂に近づくと場所によって使用できる状況です。ホームページ上で天塩岳での携帯電話電波状況をお知らせしていますが、ドコモとauのみ掲載をしています。掲載している電波受信状況は登山者からの情報提供ごとに掲載したものであり、2011年9月に掲載してから8年が経過しているため、現在利用可能エリアを確認し、引き続き情報提供いたします。

現在の整備状況につきましては、本年第2回定例会で真保議員からの御質問に対し答弁を申し上げますが、朝日町茂志利地区でauの携帯電話基地局が建設され、利用可能エリアが広がっております。居住地域では、いまだ三栄地区と南朝日地区の一部が不感地帯となっている状況です。天塩岳周辺は居住地域ではないこと、茂志利地区からの距離が相当離れていることから携帯電話回線の整備は難しいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再質問いたします。

天塩岳ヒュッテですけれども、非常に2階建てのすばらしい建物で、登山する方は本当に遠くから来て、あそこの天塩岳ヒュッテに泊まって朝早く登山に立たれるわけですが、ホワイトボードが入りに設置してありますけれども、もうすばらしいところでありというメッセージがよく書かれています。そんな天塩岳ヒュッテ、自主的に登山者が掃除なんかも時々しているようですが、管理人がいないから和が舎の割引券を置けないんだということですが、登山者が本当に管理しているので、割引券を置くということぐらいはやってほしいなど一つ要望を述べておきます。

再質問ですけれども、正式名称は茂志利地区農業活性化センターでいいですか、ここは非常にもったいない。今、定住されている方がいなくなったので、市議会議員選挙だとか市長選挙の掲示板も茂志利に設置されなくなったんですけれども、活性化センターは非常に新しい建物でまだまだ使える。だけど宿泊先としての提供はできないから、この速登競争だとかの選手スタッフの集合場所だとか前泊には使えないんだということなんですけれども、ことしこの速登競争の人たちが使った愛別町の廃校になった旧協和小学校も別に宿泊施設として整備されているわけではないんです。主催者のホームページによると、協和小学校の旧教室にブルーシートを引くと。その上で寝袋なりにくるまって寝てくださいということなんです。だから、別にお布団を用意するだとか何だかんだということではないんです。だから、そう考えたらこの茂志利地区活性化センターだって別に目的外使用でもないと思うんですけれども、これ何か農業活性化センターと銘打っているから宿泊先には、たとえ寝袋にくるまらなくてもだめなんだという、そういう形式的な考え方なんですか。それとも何かインフラだとかに問題があつて、

ちょっと水が出ないかもしれないとか何かそんな要因があるのかどうか、ちょっと詳しく答えていただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 岡田経済建設課長。

○経済建設課長（岡田詔彦君） ただいまの再質問にお答えいたします。

お話がありました茂志利活性化センターなんですけれども、以前の議会でお答えしたように目的が限られているということでもあります。議員お話しの上登競争の宿泊所ということでもありますけれども、まず主催団体からそういうお話があれば考えるといえますか、そういうこともこちらのほうでどのように対処するかということは考えていこうと思っていますけれども、本来の目的から宿泊ということは想定しておりませんので、休憩所として利用ということであれば場合によっては可能かなと考えておりますけれども、宿泊ということになりましたらやはり目的とは違うということになりますので、難しいものと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 議場からももったいないのではないかという声が出ていますけれども、本当に前からこの茂志利地区農業活性化センターについては、粥川議員がおられたときも何かそういった、例えば農産物の直売所だとか提案も出ていたし、私も天塩岳の情報提供を茂志利の活性化センターでしたらどうかという話をしたこともあります。毎年雪おろしの経費だけかかって、結局使われていないのが実態だと思うんですが、この天塩岳上登競争に関しては、愛別町の旧協和小学校に前泊して、そこでみんなでマイクロバスに乗って登山口に行きましょうと。当然みんなで三々五々車で行ったら天塩岳ヒュッテの前の駐車場では入らないんですよ。なので、やはりどこかで一回集まって乗り合わせなければならないと。そういう場所として士別市内の場所を提供、朝日の市街地でもいいですけども、茂志利の活性化センターに集合して、そこから乗り合わせてマイクロバスチャーターして登山口まで行ってもいいと思うんです。だから士別市の山である天塩岳でありながら、愛別町さんとけんかしたいわけではないんですけども、愛別町さんにいろんなものを、調達先が愛別町さんになっているんです。それについて何か危機感というか、いいんだろうかという意識が行政にないのがおかしいと思うんです。天塩岳なんだから、いろんなことを士別でやっていってくださいよってどんどん、押し売りではないですけども、積極的に言うのが行政であるべき姿なのではないかなと思うんですけども、何かそういう積極性が足りないと思いますけれども、一言いただけますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 武田支所長。

○朝日支所長（武田泰和君） 議員の再々質問にお答えします。

今まさしく天塩岳は士別そして朝日の森と湖のそういった大切な資源であり、多くの方に利用いただいております。そういった中で朝日には大勢の方が見えられておりますし、その中で今回はこの上登競争、旭川のATUという団体でありますけれども、こちらとお話があったから当初私どものほうの施設、また朝日町内のそういった施設についてもお話をさせていただいて、結果的には今年度開催について主催者側が早くからちょっと募集をかけたか、そういった

中で特に細かい部分で議員がおっしゃられたようなことが結果として少なかったかと思えますけれども、市としては、多くの方に、そしていろんな形で天塩岳は一般の登山者の方にも多く利用していただいておりますし、そしてさらにはこのトレイルランという競技としての登山と、そういったものも今回士別市朝日では初めての開催でありますけれども、道内では他でも開催がされているようですし、一定程度の競技者もいらっしゃるということでもありますし、当然登山をすれば、天塩岳ですと、先ほど競技としては本当に1時間ぐらいで戻ってくるということですが、それについてもその中で、また次年度以降十分開催も予定をされているということでありましたら、さらに本市の持っているそういった情報等、さらには先ほどの和が舎のお話もありましたけれども、そういった管理者側とも十分、利用者が士別市内に入ってきていただいて、そちらも活用していただけるよう、早目にそういった情報を積極的に先方に伝えながら、1回目よりも2回目があるとしたら、2回目がさらに士別での開催なり、地元への効果が期待できるよう意を呈してまいりたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり一般質問を行います。

初めに、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の農業未来都市創造事業についてであります。

基幹産業としている本市の農業が持続的に発展するためには、水田、畑作、酪農、畜産など、それぞれの多種多様な経営体に即した実効性のある支援が必要不可欠であります。現在の状況は、農業者の高齢化で離農が進み、遊休農地の発生防止と担い手確保が解決しなければならない喫緊の課題となっております。将来にわたって生産基盤の安定を図るためにも、農業の魅力を高め、最低でも他産業並みの収入確保と省力化などによる労働環境の向上が急がれることから、本市では農業・農村の活性化に必要な総合的な推進を図るために、条例に基づき2000年に士別市農業・農村活性化計画の第1期計画を策定して、農業・農村の振興発展のための施策に取り組んでおり、本年度は計画期間を4年間とした第3期計画の2年目であり、その成果が期待されるところであります。

さらに、2015年度には、農業振興と合宿の里の推進を目的に計画期間を5年間とした士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行い、計画の柱の一つであります農業未来都市創造を戦略に据えることで、担い手の確保と安定的な経営体の育成をより一層進め、広く他産業との連携により新規就農者の育成確保はもとより、女性が活躍する農業の展開や農業後継者、既存農業者の振興により、活力ある農村を構築し、地域経済の振興と雇用の拡大が期待できるとして、その目的を達成するための重点プロジェクトを3項目示しております。1つ目のやさしい農業農村づくりでは、新規就農及び体験農業受け入れ体制の整備、農村景観の維持保全、体験学習の推進の取り組み、2つ目に、おいしい農業農村づくりでは、食育の推進、地場農畜産物の活用と販路拡大の取り組み、3つ目では、がんばる農業農村づくりとして、新しい農業への挑戦、研修施設等の整備充実を図るとしてあります。

そこで、本年度は第1期総合戦略の最終年であり、計画期間満了まで残すところ6カ月余りとなり、これまで実施した取り組みの検証を進めているとは思いますが、各施策の重要業績評価指標、いわゆるKPI11項目のそれぞれの達成見込みと検証の結果、事業効果を現時点でどのように捉えているのか。また、第2期総合戦略の策定方針と成果を上げるための新たな施策の考え方についてあわせて伺います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、第2期総合戦略の策定方針と成果を上げるための新たな施策について答弁申し上げ、第1期総合戦略のKPI達成見込みと検証結果、事業効果については経済部長から答弁申し上げます。

本市農業は、冷涼な気象条件や天塩川最上流の豊富な清流を生かし、地域の特色を最大限に発揮した農畜産物の生産に努め、消費者に安全で安心な食の提供と効率かつ安定的な農業経営を目標としながら地域を支える基幹産業として発展してきました。しかしながら、農業・農村をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が懸念され、農地流動化や担い手の育成確保対策、さらには農畜産物価格の低迷が続く中、安全かつ付加価値の高い農畜産物の継続的な生産が必要であります。

このため、本市の農業・農村の活性化に関して総合的な推進を図るため、士別市農業・農村活性化計画を策定し、計画の基本目標としている農業の原点であり最も重要な土づくりや生産基盤の整備による収量アップなどを基本しながら安全・安心で良質な農畜産物の生産に努め、活力ある農村を構築し、地域経済の振興、さらには雇用の拡大につなげていく取り組みを進めるため、やさしい農業農村づくり、おいしい農業農村づくり、がんばる農業農村づくりを3本の柱として掲げ、農業未来都市創造事業の各種事業を推進してきました。

そこで、第2期総合戦略の策定方針と成果を上げるための新たな施策についてです。現在、第1期総合戦略の検証結果や昨年策定した第3期士別市農業・農村活性化計画との整合性を図りながら検討しているところでございます。近年、基盤整備による圃場の大型化が進み、農作業の効率化やICT農業の推進による省力化、低コスト化が図られ、農業所得向上等が見込まれることから、農業へのメリットや魅力を感じた学卒者を含むUターン就農者が戦略期間中で29人となっており、特に上士別地区では13人の後継者が就農するなど、今後も後継者が増える対策を講ずる必要があると考えております。

次に、昨年より本市の農村環境を生かした養豚やサフォーク羊の飼養等民間企業の新規参入の動きがあるなど、農業への魅力はより一層高まっているところであり、今後も企業の事業開始に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本市まちづくりのアイテムである士別サフォークラムのさらなるブランド化に向けて、地理的表示、いわゆるGI保護制度の登録に向けて現在手続中で、関係機関との協議を進めているところでございます。

以上のことから、第2期総合戦略の策定に向けては、安全・安心で良質な農畜産物の生産に努め、引き続き魅力ある本市農業の発信、担い手確保につながる取り組みを強化し、農畜産物の生産に必要な農村環境や基盤整備、小規模農家や家族経営の維持も含め、地域コミュニティが確保され、活力のある農村につながるよう策定作業を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、第1期総合戦略のK P I達成見込みと検証結果、事業効果をどのように捉えているのかについてお答えいたします。

重要業績評価指標、K P I 11項目の現時点での達成見込みとしては、農業学習履修時間、ふるさと給食事業、6次産業化支援数、I C T農業研修者数、イベント参加者数の5項目については、目標の達成を見込んでおり、おおむね達成が見込まれる項目としては、新規就農者の目標で延べ45人に対し延べ42人、農業体験者の目標で延べ1,700人に対し延べ1,629人の2項目となっています。一方、目標達成が難しい項目では、移住体験者の目標で延べ3,600人に対し延べ2,174人、羊新規飼養者の目標で延べ6戸に対し2戸、羊飼養頭数の目標で800頭に対し684頭、新規販路開拓の目標で延べ7件に対し延べ3件の4項目であります。

このうち、農業振興に係る重要業績評価指標、K P Iの事業効果についてですが、I C T農業推進についてはI C T化を推進するための研修会参加を推進したほか、省力化対策として作業の効率化を図るため、精度の高いR T K－G P S固定基地局を市内4カ所に設置し、現在96戸の農業者がG P Sガイダンスシステムを導入しており、加えて国営上士別地区では、スマートフォンによる遠隔操作が可能な水管理システムが導入され、リアルタイムに圃場管理が図られ、労働力の補完や作業時間の短縮による休日の確保が図られているところです。また、無人ヘリコプターによる農薬散布やドローン操縦の技能資格取得への費用の一部助成や新たな労働力の確保に向け、現在、担当者レベルで開催しているJ A、1市2町地域農業に係る意見交換会において協議を進めております。

次に、6次産業ネットワーク推進事業についてです。

本市のすぐれた農畜産物等を活用し、生産加工・流通を活性化するための体制づくりを目的に事業を実施しており、士別市6次産業化推進事業補助金交付要綱に基づき、農業者や農業者団体等に対し商品開発を目的として、ポン菓子製造機やガスオーブン等の購入や販路拡大を目的とした商品パッケージ変更に対する費用の一部補助を実施しております。また、6次産業化に取り組んでいる方々との意見交換の場として6次産業ネットワーク会議を開催し、（仮称）まちなか交流プラザでの6次製品の販売について意見交換を行っており、今後、取り組まれている方々とまちづくり会社で商品の取り扱いについて具体的な協議が行われる予定であります。引き続き意見交換会を開催するなど6次産業化を推進してまいりたいと考えております。

次に、サフォーク種羊振興事業の新規飼養者及び繁殖雌の飼養頭数についてですが、地域おこし協力隊が任期满了後に新規参入の綿羊生産法人に就労したことや現在3名の地域おこし協

力隊員が飼養管理技術の研修や畑作物、野菜の試験栽培を実施しており、今後、市内での新規飼養者となるよう期待しているところです。

次に、新規就農者数につきましては、その対策として、地域おこし協力隊の募集により現在1名が多寄地区で研修中であり、また、就農希望者が円滑に研修できる体制整備として、受入農家協議会を設立したほか、新規就農時の規模拡大に対する支援や農業後継者の配偶者対策としてグリーンパートナー事業を実施し、配偶者確保が図られたところです。また、今年度新たに企画した就農体験ツアー開催により4名の参加があり、都市圏での就農相談会への参加や道内大学等へのPR活動により地域農業の魅力発信や各種事業の取り組みを実施してきたところです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは再質問をさせていただきますけれども、まずKPIについて、今4項目について厳しい結果が出そうだということでもありますけれども、これは5年間の計画なんです。この4項目いずれも全部とは言いませんけれども、ずっと2015年から経過を見ると毎年厳しいんです。結果を見て今検証した結果、来期に向けて新たな施策を組むということですが、中間検証をしてこの計画期間にもう少し施策を見直すべきだというのが1点。これについて考え方はどうだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点は、具体的に重点プロジェクトの中で取り組み項目があります。やさしい農業農村づくりでは、多世代にわたる体験移住の取り組みを促進するほか、あわせて空き家の活用を推進しますと計画であります。これは具体的にどう取り組んできたのか。それから、次に農村景観の維持保全、豊かな農村景観を維持していくために耕作放棄地の抑止に努めますと。どう抑止に努めてきたのか。それから、体験学習についてですけれども、体験農業であるグリーン・ツーリズムの振興に努めますと。どう振興に努めてきたのか。それから、最後ですけれども、がんばる農業農村づくり、新しい農業への挑戦ですけれども、この中で、稲作、畑作、野菜、畜産、酪農など幅広い分野の研修を行うことができる施設整備の実現に向け検討を進めますということで計画にうたっております。具体的にどう検討を進めてきたのか。今言った点と先ほど言った点、この2点について答弁を求める次第です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

まず、中間での見直しという点ですけれども、これにつきましてはもちろん毎年毎年KPIがされておりまして、見直しというか中身を検証しながらやってきているわけですが、なかなか検証またはその目的が十分達成できていないというのは反省しなければならない点かなと思っております。今後においても、毎年毎年そういう目標に対しての検証をしていくことが一番重要だと考えておりますので、そういう意味では中間点でいま一度内容を精査しながら、新たな対策等々も含めながら実施をしていかなければならないのかなと考えております。

それから、農業関係で言いますと耕作放棄地等の関連ですが、この辺の検証につきましては、今、中山間事業ですとかそういったような事業も展開されておりますので、各地域にそういった可能性があるような土地がないのかどうか、または農業委員会の農業委員さん等々ともそういった対策ができる、また状況把握をしながらしている状況にありますので、今後についてもそういった事業を活用し、または地域の皆さんとそういったことで検証しながら、そういう耕作放棄地がないような取り組みを進めていきたいと考えております。

また、グリーン・ツーリズム関連ですが、これにつきましては各農業者さんに御協力をいただきながら研修農場としての役割を担っていただいております。今のトヨタ学園もそうですが、そういった研修で入ってこられる学生、それから一般の方々も含めてなんですが、そういう方々を受け入れていただけるような体制、農業者さんとともに体制をつくっていきながら、そういったグリーン・ツーリズムのことに進めていかなければならないかなと考えております。

また、最後に、研修施設整備に関してですが、これについては過去にそういった、この議会の場でもいろいろと御議論いただいているところでもありますけれども、今現在におきましては、受入農家協議会という協議会の中で協議をしながら、こういった受け入れが一番いいのかということで、投資をすることも必要でしょうけれども、まずは地域のソフト面を充実しながら進めていかなければならないと考えておりますので、今後についてもそういった点について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 今ので全部答えられましたか。

○12番（大西 陽君） ないです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 僕メモしたんですけど、空き家の対策、それから農村景観の抑止という部分は答えられていないようなんだけど、先に答えていただきたいと思います。

中館総務部長

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、空き家対策についての再質問にお答えします。

農業に限ってといった内容ではありませんが、今回新たな総合戦略策定に当たりましては、創生戦略課を設置し、その中で空き家の対策も含めて総合的な対策を練っていくということで検討を進めております。これまでの議会でも御議論いただいておりますように、今後、計画策定に向けた法定協議会をまず早急に立ち上げるということと、それに沿って将来的な、実際に空き家対策をどういった組織がどのように担っていくのかということのをにらみながら制度設計、それから組織づくり、こういったものをあわせてやっていくということで、現段階できちっと形になって御説明できる状況にはない点は申しわけありませんが、一步一步着実にそういった体制づくりに向けて準備を進めていくという考えでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 答弁漏れがありまして申し訳ございません。

農村景観の部分に関してですが、これは市長の答弁の中にもありましたとおり、やはり小規模農家でありますとか家族経営の農家さんでありますとか、そういった方々がその地域に残っていただいて地域コミュニティが保護される、そういったことが農村景観の維持に対して一番の効果になるのではないかなと考えておりますので、そういった意味ではそういう小規模農家等々の皆様が今後も農業が継続、維持できるような形をとっていくということが必要だと考えておりますので、今後もそういった部分で地域の方々と、地域の農業者さんとも十分協議をしながら、こういった対策が必要なのかというところを重点的に考えていきたいと考えております。

以上です。

農村景観の部分に関してですが、これは市長の答弁の中にもありましたとおり、やはり小規模農家でありますとか家族経営の農家さんでありますとか、そういった方々がその地域に残っていただいて地域コミュニティが保護される、そういったことが農村景観の維持に対して一番の効果になるのではないかなと考えておりますので、そういった意味ではそういう小規模農家等々の皆様が今後も農業が継続、維持できるような形をとっていくということが必要だと考えておりますので、今後もそういった部分で地域の方々と地域の農業者さんとも十分協議をしながら、こういった対策が必要なのかというところを重点的に考えていきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、空き家対策についての再質問にお答えします。

農業に限ってといった内容ではありませんが、今回新たな総合戦略策定に当たりましては、創生戦略課を設置し、その中で空き家の対策も含めて総合的な対策を練っていくということで検討を進めております。これまでの議会でも御議論いただいておりますように、今後、計画策定に向けた法定協議会をまず早急に立ち上げるということと、それに沿って将来的な、実際に空き家対策をこういった組織がどのように担っていくのかということのをにらみながら制度設計、それから組織づくり、こういったものをあわせてやっていくということで、現段階できちっと形になって御説明できる状況にはない点は申しわけありませんが、一步一步着実にそういった体制づくりに向けて準備を進めていくという考えでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） この計画、例えば計画初年度目あるいは計画2年度目にこういう質問をしたときにはそういう答弁でいいんでしょうけれども、最終年度ですから、これでもう来年3月末でこの計画は終わるわけですから、ですから計画を立てたときに、5年間の計画です。これは例えば5年間毎年ローリングして計画を見直して、できなければ検証して新たに対策を練る、これが計画期間5年をとった大きな理由ではないでしょうか。今聞くと、これが終わるにかかわらず、さらに第2期計画をこれから策定するときになって、今後検討します。これから精査します。こんな答弁では納得とてもできるものではありません。

もう一つは、例えば研修施設についても何回かこの議会で取り上げました。そのときには、

まず受入協議会をつくって、現地に入って、一定程度研修終わった中で、施設が必要と判断したときにこの事業に、研修施設に取り組みたいという答弁でした。これは間違っていないと。そこで受入協議会をつくって、この設立したときから今年度まで、何名の方を受入協議会で受け入れて、何戸の方が受け入れたのか、この実績、この場でお示してください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えします。

今、議員からおっしゃられたとおり、この総合戦略については、5年間の計画ということで、議員のおっしゃられたとおり、初年度から計画の目標数値を持ってやってきたわけですが、当然、今ここで最終年の中で検証した中では、やはり4項目について達成ができなかったというのは非常に反省しなければならない点だなと考えております。

今後における策定は、この5年間で十分検証しながら進めたいと考えておりますが、先ほどの研修施設の件につきましても、当初は研修施設をつくってということがありましたけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、地域の皆さん、農家の受け入れの皆さんたちの御意見等も伺いながら、先ほどお答えしたとおり、必要とあるという判断のときにはやはり建設という方向になるでしょうけれども、今の段階ではまだ各地域の中にそこまで研修施設への重要性というか、そこに至るよりもやはり地域の中のソフト面を充実したほうが良いという当時の判断でありましたので、その判断が今の現段階でも継続されていると私どもは思っております。

それでは受け入れはどういう状況なのかという中身ですけれども、過去には1件となっております。これについては、やはり農業人フェアですとかいろんなところに出向いて、そういう方々がないのか、そういった活動もしてきているわけですが、なかなか現段階ではそういう状況に至っていないというのが現状でありまして、その部分についても先ほど最初の答弁の中にも申し上げましたけれども、各地域、座して待つのではなくて、大学に行ったり、農業人フェアに行ってみたりという、そういった中で地元の農業の魅力を発信しながらそういった方々を発掘していくということの継続強化をしていかなければならないと考えているところで

先ほど実績としては1戸ということでありまして、受け入れ農家についても地域の農家の方、1戸でお願いをしているような状況であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ大西議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時51分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

井出部長。

○**経済部長（井出俊博君）** 私から、先ほどの答弁に対しまして少し補足をさせていただきたいと思えます。

先ほどの答弁の中では、検証結果等々、K P Iのいろいろな内容につきましての結果について御説明させていただきましたけれども、実際に目標達成が難しいという4項目を含めまして、なかなか私ども思うような目標値に達していないというのは率直に反省をしなければならない点だと考えております。この点につきましては、今後も特に目標達成できなかった点を含めて検証をしながら、どうしてできなかったのかということを中心にきちんと把握をしながら、第2期計画策定に向けてそれを十分把握して、それを反映した中で策定に努めていきたいと思っておりますし、また、議員御指摘のとおり、中間年での例えば見直しですとか、そういった点も今後どういうふうな策定を進めた上でできるのかという点も含めて、2期目対策に当たってまいりたいと考えております。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 大西議員。

○**12番（大西 陽君）** 午前中に引き続き一般質問を行います。

職員に関する条例及び規定に基づく手続についてであります。

地方分権が進み、地方公共団体が担う役割は多様化し、人口減少と少子高齢化など厳しい環境の中、市民のニーズに的確に対応しながらサービスの向上を図っていくためには、職員一人一人が全体の奉仕者である公務員としての自覚を持つことはもちろんのこと、職層や職務ごとに求められる能力を高めながら、使命感と倫理観を自覚し、持ち続けることが大切だと思います。

これらを踏まえ、人事行政についても市民に理解をしてもらうことが必要なことから、本市においても地方公務員法の規定に基づき、人事行政運営の公平性と透明性を高めることを目的に人事行政の運営等の公表に関する条例を制定しており、報告事項として職員の任免及び職員数に関する状況、人事評価の状況、給与の状況、勤務時間その他の勤務条件の状況、休業に関する状況、分限及び懲戒処分に関する状況、サービスの状況、退職管理の状況、研修の状況、福祉及び利益の保護の状況と、これ以外に市長が必要と認める事項を毎年12月末日までに取りまとめ、その概要を公表しなければならないとしていますので、その手続の状況及び同じく地方公務員法の規定により、公務員の身分に関する事項として職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、必要な事項を定めた職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づく取り組みの状況について、あわせてお伺いをいたします。

次に、諮問に応じて職員の賞罰に関し必要な事項を調査、審議し、または意見を具申することを定めている職員賞罰審査委員会に基づく委員会の過去3年間の開催状況とその内容、特に職員の勤労意欲を高揚し、職場の活性化が期待できる職員表彰についての考え方も含めてお伺いして、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、人事行政の運営等の公表に関する条例に基づく手続についてです。

人事行政の運営状況に関する公表については、毎年、職員給与などのあらましとして広報で配付するとともに、市ホームページで公表をしております。その手続としては、毎年9月末日までに各任命権者からの報告、これはただいま大西議員のお話がありました各事項ということになります。これを市長が9月末日までに受けまして、これらの概要を取りまとめ公表をするというものであり、その内容につきましては、職員の初任給や経験年数別の平均給料、期末勤勉手当と退職手当の支給率やラスパイレス指数の状況など給与に関するもの、所属部署ごとの職員数及び公平委員会の業務状況報告などです。

ただ、本来は12月末までに公表するというようになっておりますが、近年はそれが年明けの広報となるという事例がありますので、今後はその前倒しも含めてしっかりと調整をしていきたいと考えます。

なお、公表する事項のうち懲戒処分については、市の懲戒処分の公表基準に基づき、処分の種類に応じた内容をその都度ホームページで公表しております。

次に、分限に関する手続及び効果に関する条例に基づく取り組み状況です。

本条例は、職員の心身の事故のため職務遂行に支障がありまたはこれにたえないときに降任もしくは免職する場合や長期休養を必要とする場合の休職の手続等について定めております。近年、降任と免職の実例はありませんが、休職については病気などによる長期休養が必要な場合、治療に専念してもらえるよう、給与などを含めた制度内容を説明し、医師2名の診断を踏まえて発令をしております。

次に、職員賞罰審査委員会の開催状況と職員表彰についてです。

過去3年間の賞罰審査委員会の開催は、平成28年度、29年度にそれぞれ不祥事2案件の審議のため開催し、30年度は審議該当案件がございませんでした。賞罰審査委員会は、これまで不祥事案件の調査・審議のための開催が多いという状況ではありますが、近年で申し上げますと、平成25年度と26年度にそれぞれ1名の病院職員が、学会の発表で最高賞を受賞したことから、委員会を開催し、職員表彰の該当について審査を行いました。結果としては、両案件とも職員表彰規則で定める表彰基準の職務に関し、特にその模範となる行為のあった者に該当するとして、職員表彰を全会一致で承認したところであります。職員の人材育成に取り組むに当たり、職員や職場のモチベーションは重要な要素の一つでありますことから、公正で納得感の得られる表彰制度の運用につきましては引き続きさまざまな観点で研究をしてまいりたいと考えます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 2点再質問させていただきます。

まず、人事行政の運営等の状況の公表についてですけれども、先ほど質問したとおり、10項

目公表することになっています。これは全て公表していないというその理由が1点。

それからもう1点、職員の表彰ですけれども、表彰規定があります。表彰の基準4項目あって、それぞれ該当する職員を表彰することになっていますけれども、あえて過去3カ年の状況を質問したというのは、恐らく3カ年で表彰された職員がいないと思いますが、このいないという判断をした経過について、この2点お願いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） まず人事行政の運営等の公表に関する条例ということで、今、大西議員の御質問にございました項目について全てが公表されていないということでございます。

これにつきましては、任命権者が市長に対して報告するという項目が大西議員の御質問にあった項目でございまして、それを市長が概要としてまとめて報告するという、それが条項の中にはございます。その中で広報に載せて公表するという中にあっては、広報の紙面の都合等に合わせて、その中の概要を絞って公表したという経過がございます。ただ、先ほども申しましたけれども、12月に公表するということが年を越してしまったという状況、これもございまして、これは12月には市民にお知らせする事項が多くて、ちょっと紙面の都合があったということ、これが年を越したことの理由と、一つはその概要の中で項目を絞ったということにもなっておりますので、今回、御質問を受けて、いろいろ私どもも精査しまして、しっかりと、12月の広報ということではなく、それよりも前に、大西議員の御質問にあった事項について市民にお知らせするような方法を今後とっていきたいと考えてございます。

それと、職員の表彰でございますけれども、これは毎年どの職員かを表彰することではなくて、先ほど申しましたけれども、病院職員の場合は全国的ないろいろな発表会の場で最優秀賞をとったということで表彰してきたわけでございますけれども、これらについても先ほど答弁申し上げましたとおり、ある程度の基準をどこに置くかといったこと、これは実際そのときそのときに、これは委員会を開いて審議する案件ではないだろうかということは、その都度考えてきたわけでありまして、ある一定の基準というものを設けられないかということも含めまして、これからは運用を考えていきたいと考えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今の副市長の答弁で一定程度理解できるんですけども、ただ、条例に10項目公表することなんで、これをあえて概要にしたということがまず理解できません。そういうことであれば条例のどこかにそのことをきちっとうたっておかなければならない。もう一つは、12月末日と書いてあるんですが、これで無理であれば条例改正したらいいでしょうか。

それから、表彰については基準をというんですけども、表彰規定があるんですから、この規定に基づいて、個人あるいは団体に対する表彰という規則はここでしっかりうたってありますから、これに照らし合わせて、有能な職員も多い中で、表彰がいまだにないというのが理解できないので、もう一回この辺、思い、考え方について整理して答弁いただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今ここに士別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というものがございます。繰り返しになりますけれども、この中の第2条に任命権者は9月末日までに市長に対して運営の状況を報告しなければならないという、任命権者、これは例えば議会でありますとか監査委員あるいは農業委員会、教育委員会と、今、病院も企業会計になりましたんで病院も入ってくると思いますけれども、その任命権者が第3条に11項目、市長が特に必要と認めるところまでありますけれども、その11項目について任命権者が市長に報告するというようになっておまして、それを第6条においては、市長はその報告を受けたときについては取りまとめて概要を発表するというようになってございまして、その中で概要について市民にお知らせする部分はこの部分ということ、先ほど言いましたお知らせする手段で、その広報の紙面の都合といったこともございましたけれども、そういった考えで概要としてまいりました。

ただ、条例の中に、その11項目ということでございますので、先ほど申しましたのは、今後は早い段階で市民にこの11項目についてお知らせできるような方向性を持っていきたいと。条例改正してするというよりも条例がある項目について市民にお知らせする方向で今考えていきたいということでございます。

それと表彰規定については、やはり先ほど言いました職員個人でもありますし、職場そして我々市役所全体のモチベーションということにつながるということはそのとおりでございますので、大西議員のお話も踏まえまして、しっかりとそのあり方というのをもう一度検証して、その運用をしっかりと図っていきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回の第3回定例会初日で議決されました士別市サンライズホール条例の一部改正に伴い、本市で管理運営する施設について質問いたします。

まず、あさひサンライズホールの指定管理についてですけれども、定例会初日で質問し、答弁いただきました中で、令和2年4月から指定管理導入ということでした。地元報道機関にも大枠のことが掲載されておりましたが、逆算しますと第4回定例会には議案として出されるものと思います。予算案にも組み込まれると思いますので、かなり切迫した事案だと思いますが、この指定管理導入までの一連の流れをお尋ねいたします。

また、この指定管理導入におけるメリット、デメリットはどうお考えでしょうか。サービスの低下等も懸念されると思いますが、最低でも現状維持とした場合、どの程度の予算組みをお考えされているのでしょうか。サンライズにつきまして要約しますと、まずサンライズホールの指定管理までのタイムスケジュール、この指定管理に当たってのメリット、デメリット、この積算基準、積算基礎の考えた方、これでサンライズホールについての質問は以上です。

続いて、公共施設についてであります。

本市の公共施設マネジメント基本計画には、最適化、効率化、長寿命化との3つの基本的な方針が掲げてあり、特に効率化の取り組みの視点として管理運営の効率化、民間活力の活用とあります。本市では、既設の直営公共施設や直営事業の運営管理をこの基本計画に重ねたとき、どのように進めていくのでしょうか。指定管理業務委託に対する具体的な考えをお尋ねします。

施設の種類や状態によって、また事業の内容によってそれぞれ考え方が異なるでしょうが、イベント等のソフト事業も含めて、中長期的なプランはあるのでしょうか。加えて、老朽化が進む施設の多い中で、つくも青少年の家は解体されましたが、指定管理を受けている朝日地域交流施設等の一部などは古いため、今後の維持管理を考えていかなければならないと思います。利用頻度も多い中で近い将来に向けてどのようにお考えでしょうか。

要約しますと、本市の指定管理、業務委託に対する今後の進め方、それから考え方、2つ目に、さらに具体的な実施予定があるのか、3、特に利用度の高い施設の維持補修、建てかえについてはどうお考えなのか、以上についての所見を求めます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

まず私から、指定管理等に対する本市の基本的な考え方について答弁申し上げ、あさひサンライズホールの指定管理に係る具体的なスケジュール等については教育委員会から答弁申し上げます。

本市の指定管理や民間委託に向けた基本的な考え方としては、公共施設マネジメント基本計画及び行財政運営戦略にのっとり、民間活力を生かしたより効率的で効果的な運営が見込まれるものについては、市民サービスの必要性や施設の現状、運営方法等について点検、見直しを行い、アウトソーシングや包括発注などの積極的な活用に努めるなど、民間のノウハウや技術など創意工夫によるさまざまな手法の導入について検討してまいります。

今後の具体的な実施予定については、あさひサンライズホールの指定管理に加え、次年度から新たに広報しべつ作成業務の民間委託を予定しており、委託業者が決まり次第、民間の技術や視点を取り入れた編集やデザイン、企画内容等についての協議を行い、スムーズな民間委託への移行ができるよう準備を進めてまいります。

このほか、文化センターにおけるホールの運営手法や（仮称）まちなか交流プラザの完成後を見据えた民営方式のあり方についての検討を進める考えですが、新たな指定管理や民間委託の実施に当たっては、住民サービスの維持向上と効果的な事業実施の可能性を慎重に判断した上で、市民に対しても丁寧な説明を心がけてまいります。

また、施設の維持補修、建てかえ等については、公共施設マネジメント基本計画とまちづくり総合計画の着実な実施をもとに、優先度に応じて計画的に行ってまいります。

また、各施設の配置状況や利用頻度等に合わせて、複合化や統廃合を含めた施設の最適化を進めるとともに、予防保全や長寿命化、建物の将来的な維持管理費の低減等に努め、将来の人口推計や時代の変化を見据えた必要な市民サービスを将来にわたって持続的に提供できる取り

組みを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、サンライズホールの指定管理にかかわって、今後のタイムスケジュール、メリット、デメリット、積算の基本的考え方についてお答えいたします。初めに、今後のタイムスケジュールについてです。

現在、労働組合との協議を進めているところでもあり、その結果も踏まえ、来年4月からの実施に向けて今月下旬には公募、非公募等の募集方法の決定、10月上旬には指定管理者候補の選定、その後、申請の受理、審査を経て、10月下旬には方向性を整理し、議会に相談申し上げたいと存じます。その後、第4回定例会において指定の議案と債務負担行為について提案させていただき、議決をいただいた後に選定者と協定を締結したいと考えています。

次に、指定管理導入によるメリット、デメリットについてです。

サンライズホールでは、市民による創造活動とプロの公演招聘が大きな事業の柱となっており、加えてアウトリーチ活動なども行っています。これらは専門性の高い業務であり、対応できる知識や経験を持った専門スタッフの確保と育成が重要です。このような点については、現在の直営方式よりも指定管理者に委ねるほうがより実現の可能性が高く、将来にわたってニーズに的確に応え得ることが最大のメリットと言えます。さらに、一般的に言われている弾力性や柔軟性のある管理運営が可能になるものと見込んでいます。一方、行政側において運営や財務に関する把握が薄くなるなどのデメリットも指摘されますが、この点については情報共有に十分配慮することによって解消できるものと考えています。指定管理先にあっては専門的知識や技能を生かし、より効率的な運営を目指していただく中で、経費の圧縮や費用対効果の向上が可能になると捉えています。

次に、指定管理料の積算に当たっては、これまでも必要としてきた管理運営に関する経費として光熱水費などの需用費や警備、清掃などの委託料、また、直接的運営に係る人件費に加え、自主企画事業に要する事業費などが積算に当たっての基礎となります。自主企画事業の継続については、これまで培ってきた人脈を生かすことが大変重要であり、舞台芸術に関する豊富な人的ネットワークは、これまでのサンライズホールでの事業運営によって積み上げてきた大きな財産でもあります。このように長年にわたって積み上げてきた事業実績を継続させることを念頭に、事業遂行に必要で適切な額について行政コストの縮減も視野に入れながら検討を重ね、指定管理料を定めていく考えです。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 経費節減という意味では大変具体的な数字はいただけませんでしたけれども、ただ感じる部分に、なぜ指定管理するかというざっくりばらんな話は、現状よりもスリム化するということと経費の節減という意味だと思っています。であれば、極端な話、どの程度下

げるかにもよりますが、恐らく私も見ております公共施設マネジメント基本計画の中から推察するところによれば、やはり15%から20%くらいの削減をされる予定なのかなとは予想しておりますけれども、今具体的な数字をいただけませんでしたので、そうしますと民間レベルから考えると、前年度予算から15も20も下げたときに、果たして同じ活動ができるのかというすごい懸念を持ちます。

加えて、質のよいサービスだとか、それから市民サービスへの低下ということを考えたときに、この辺は非常に吟味していただかなければいけない積算、それから基準だと思っています。この辺はどうお考えなのかというところをさらに聞きたいのと、私が思うに、士別公共施設マネジメント基本計画の中にきっちり、より一層の民間活力を導入しながら人件費を含めた維持管理の抑制に努めなければならないという非常にいい文章も書いてありますが、これはまず大前提にある話であると思っていますので、これからこれをまず基準として、これから先ほど市長の御答弁で、まだ先行きは全然見通しが立っていないという話でございますけれども、まずこの点を第一に考えたときに、極力スリム化するというを近未来的に置かなければ、この基本計画の中で25年という部分でいろいろな施設の削減ということを書いてありますけれども、ここを3期に分けて、25年かけるという。かぶりますけれども、非常に施設が古くなったときに新しくしなければいけないことを、市長の目から見た場合にどういうスタンスでお考えなのかなというところも聞きたいところであります。

非常にまとまりませんが、計画書の中でうたっている各8年ごとの検証ということがあるんですけれども、今のこの基本計画の中にすばらしく、22分類して、各評価の視点、それから指標と評価の方向性と書いてありまして、それを細かくこの中に書かれています。これというのは何年スパンでこの実施を行っているのか、毎年やっているのか、基本的には8年ごとに検証するとありますけれども、これはどのようにされているのかというところも踏まえて再質問したいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 真保議員の再質問にかかわりまして、まず、具体的にサンライズホールを想定した中でのお話の部分がありましたので、まず私のほうから、そこに関する部分についての基本的な考えを再度お答えさせていただきたいと思います。

お話のとおり、指定管理方式や民間委託等々を含めて、費用の圧縮という部分も行政としては求めていかなければならない理由の一つだと思います。ただ一方で、指定管理の本質の部分で言うと、やはり民間のノウハウや、そういったものを使うことによって柔軟性や弾力性のある運用ができると。例えば私もサンライズホールは通常の行政の一般的な組織の業務と比べまして時間がどうしても変則的であったり、開館していても大きく利用のない時間帯もあるということでは、やはりニーズに柔軟に対応していくことも含めて考えられるのではないかと思います。

それから、一番大きいのが、これまでサンライズホールが築いてきたさまざまな文化活動な

どについて、このままの直営方式で本当に維持していけるのか、あるいは継承、発展させるという可能性があるのかということがあります。そういった中では地域の中の方々が中心に、そういったことがかなうということであれば、そのあり方を模索することが一つだろうと思っています。

関連しますけれども、職員の体制としても、時代の変化とともに行政ニーズが変わってくる中でそこに対応していくために仕事の進め方というものも変わっていかねばなりませんから、職員の体制についても今いろいろな検討をしていく中で、ちょうど一昨年から生涯学習部の中では、いわばさまざまな社会教育施設を含めて、体育施設もありますけれども、さまざまなそういった施設のあり方ということを検討するという中で、具体的にサンライズホールについては、その特殊要素を鑑みたときに指定管理にいけるのではないかという、そういう理由です。お話をあったような部分でいきますと、市民サービスの低下というのは基本的に招かないという原則のもとで考えていき、あわせて、大きな経費の削減によって無理が生じることのないように、そこは実際に積み上げて、指定管理として動くのが可能な額を算定するということで考えておりますので、まずこの点について御理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 真保議員の再質問に私から答弁いたしますが、公共施設マネジメント基本計画の検証につきましては、総務部長のほうから後ほど具体的に答弁をさせていただきます。

それで今、私どもが一番考えていますのは少子高齢社会です。人口は減っていく、しかしこの行政サービスは低下をさせられない。そういった中で、どのようにこのまちづくり総合計画をしっかりと実施をしていくのか、これが一番の課題であり、それをしっかりと行っていかねばならないということで、行財政運営戦略を持っています。運営戦略の中では、行財政改革と体質の改善をしっかりと行っていくということで、その中で民間の活力も活用しながら、より一層充実した取り組みを行っていきたい、このように考えています。

一つ具体例を申し上げますと、私が市長に就任をさせていただいてから実質3年間かかったわけでありまして、コスモス苑、桜丘荘、直営で行っていたのでありますが、現在は指定管理であります。この3年間の中で入所されている皆様方が不安になっているという現状、それから働いている皆様方の今後の労働条件の問題、それと実際にサービスがどうなるのかということもしっかり話し合い、また、当然労働組合との協議も行って、3年間で指定管理を行いました。それまでは相当な一般会計の負担があったのは議員の皆様方の事実であります。指定管理の中で一気にこの経営が改善されました。労働条件が一向に悪くなったわけではありません。しっかりと入所者を入所させるという取り組みを民間がゆえにやるわけであって、民間の持っている専門的な知識や技能というものが十二分に活かされて今いるのがコスモス苑、桜丘荘、そしてデイサービスセンターだと思うのです。

そういったことも踏まえて、今後このサンライズホールは、先ほど教育長が答弁いたしまし

たように、自主企画事業というものが相当あるわけでありまして、これは大ホールや小ホールのように単なる貸し館ではありません。あそこは創作活動をつくり上げる場でもあるし、発表の場でもあるし、今日まで培ってきたサンライズホールのすばらしいつくりがあるわけであって、それをより継承発展をさせていくんだということで今回指定管理を行うといったような考えであります。

それと働き方改革も当然あります。今、超勤代を減らそうという動きもありますし、職員の体の問題もある。そういったことで広報誌の、これも民間の技術をおかりしながら、より一層市民に愛されるような、そういう広報誌に向けていこうといった問題についても、今、これは民間委託ということで行おうという考えであります。

ですから、今後もしっかりと将来に向けて、先ほど市の財源の問題なども質問がありましたけれども、行財政をしっかりと展望しながら、職員もみんなコスト意識を持ちながらこれからの運営を行わなければならないだろうということで、このマネジメント計画でも出てくるわけですが、それぞれの施設の管理運営方式も含めて徹底的に見直しをかけながら、民間で行っていただく部分は民間で行っていただくと、そういう形で進めていきたい。しかし、それは先ほど申し上げたとおり丁寧な説明を行いながら、もちろん議会と十二分に協議をしながら一歩一歩進めていきたいと、このように考えていますので、そういったことで私のほうから答弁申し上げて、具体的な検証については総務部長から申し上げます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、公共施設マネジメント基本計画の検証について答弁申し上げます。

議員からお話がありましたとおり、この計画、25年間でしっかりと検証可能な数値目標を設定しようということで、面積20%削減という目標を掲げました。そういう意味では第1期総合計画の計画期間に合わせた中での8%に削減していこうということで、こういった数字についてはもちろん毎年その達成に向けた検証をしていくということがまず第1点です。

ただ、この計画の中にありますように、目標としては、やはり施設とサービスを分けて考えようということもありますので、施設が減ったからそのままサービスが低下するのであれば、やはりそれは困るということで、施設の複合化、多機能化といったことも含めて、どうやってサービスの質を保っていくのかという観点で議論する上で、御提言いただいていますような施設の運営のあり方自体も当然この計画の中には含まれているということで、その計画に位置づけられています、例えば第1期で検討すべき項目、それは施設としてもう既に対象の施設となっておりますので、その優先順位が高い施設について、それぞれ各所管が、市長からあったとおりですが、やはり具体的に地域の中に入って議論を進めていかなければならないということで個別の計画を立てるということが第1。

それともう1点は、今度は予防保全型の管理をしていくという考え方がありますので、そうなると、やはり施設の維持管理費をどうやって先手先手で、長い目で見ると経費を抑え

るかということもありますので、これも毎年、目視ではありますが、どれくらいの老朽化が進んでいるか、これはチェックリストをつくって毎年施設をチェックするということがありますので、そういった中でこれはちょっと優先度を上げなくてはならないという見直しも当然あり得ますので、そういった部分も含めて、その検証の中で、そういった考え方も含めて最終的な目標を達成できるような進捗管理、それから検証を行っていく考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 再々質問というか確認でございます。

サンライズの件につきまして、先ほどサンライズに限らず指定管理につきましてですけども、安かろう悪かろうではまずいけないと思っています。市民へのサービス、質の低下ということは今お聞きしましたのでそれはあり得ないと思いますけれども、今後も、ぜひ質、サービスの低下ということにならないように吟味しながら、指定管理対応の業者さんとタイアップしてやっていただきたい、その確認と。

先ほどありましたけれども、歳出の削減なりスリム化ということにつきましては、どうしても人口も減っていますし、これからの状況を考えましたときにいろいろな面で節減、節約していかなければいけないということがまず大前提であると思います。その中には例えば職員、施設管理、指定管理、業務委託等を考えたときに、どうしても本来の直営の事業が減るわけですから、それに対する、例えば今いる職員数の削減、減員ということも考えられると思いますので、その辺はこの先人口が増えてくれば別でしょうけれども、サービス低下をしないために職員数を減らさないということではなくて、行政の直営から離していくためには職員もやはり離さなくてはいけない、減らさなければいけないということも考えられると思うんです。その辺はこの計画がすごく長い計画でありますけれども、それを踏まえてそういった削減というものについて、最後、確認事項として、牧野市長のそれこそこの先のビジョンなりスタンスというものを何とかお聞きしたいんですけれども、御答弁願えませんか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再々質問にお答えいたします。

今、少子高齢社会でありますので、人口が減るからといって行政サービスが低下するわけではありません。逆に増える仕事があるわけでありまして。ですから、市民がこの地域に残って豊かに生活ができる、それを基本としながら、職員もそうでありまして、行政で働く、あるいは地域で働く皆様方、みんなでそういった取り組みをしなければならないと思います。それと施設の管理運営という分野については少し視点を変えて、今回全て見直そうと思っています。ですから、管理運営、今までそれぞれ行ってきたんですが、全て現状を維持するというのではなくて、どこか見直すことによって、より工夫することによって、他の分野に充てる財源はないのかとか、いろいろなことを考えています。

ただ、民間に委託する以上、しっかりと指定管理も含めて人件費だとかといったものは確保

しながら、それはもちろんやるのでありますけれども、その施設の管理運営というのは、これは別問題でありますので、そういうものを一方ではアセスメント計画の中でしっかり見直ししながら、これから取り進めていきたいと考えています。

ですから、職員数だとかといったものについては、現状の中で長期的計画を持ちながらやっていますので、人口が相当減りますので職員も相当減るだろう、そういったことにはなりません。しっかりと市民が豊かな生活ができるように、一步一步進めていきたいと考えています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時15分散会）